

◎農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>第四条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところにより、<u>原案を添えて</u>、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、<u>速やかに</u>、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>第四条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところにより、<u>原案を添えて</u>、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>第八条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定める<u>手続に従い</u>、農林物資の種類を定め、<u>原案を具して</u>、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けた場合において、その申出に係る種類の農林物資について日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、<u>同項の原案を</u>審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>